国際政治Ⅳ

WTO レジーム

阪　口　　功

１．ウルグアイ・ラウンド(UR)

(1) 世界貿易の構造変化：

① 日本、NIES 諸国の輸出攻勢 → 欧米諸国は、アンチダンピング課税、輸出自主規制の濫用などで対応。

② 多国籍企業による[＿＿＿＿＿]の増大。世界貿易の３分の２は多国籍企業の海外子会社との間で行う貿易が占める時代。

③ [＿＿＿＿＿]貿易の拡大。先進国では GDP の主体は第三次産業に。世界総輸出額の４分の１にまで発展。

(2) ウルグアイ・ラウンド交渉（1986 年９月～、94 年調印）

・　バルカン化の解消、規律の強化を目指す。

・　サービス貿易の自由化と農業を含めた「例外なき関税化」を目指す。

※　WTO の発足と[＿＿＿＿＿]の進展：「義務性」、「明確性」、[＿＿＿＿＿＿＿]の高まり（see Table 1）

２．東京ラウンドの諸協定の一括採択

・　ダンピング防止措置協定

・　TBT 協定(貿易の技術的障害に関する協定)　　（スタンダード協定の改訂版）

・　関税評価協定

・　輸入許可手続きに関する協定

・　補助金・相殺措置協定

・　民間航空機協定

・　政府調達に関する協定

３．サービス貿易に関する一般協定(GATS)：

・　GATS 上の義務：

　①　全分野対象：「最恵国待遇」(例外あり)

　②　約束分野対象：市場アクセス、内国民待遇など

・　サービス分野の自由化交渉は「約束表」の書き換え交渉(2 国間のリクエスト・オファー方式)。

※ モノの貿易とは異なり、無差別(最恵国待遇、内国民待遇)の適用は厳格ではない。

４．非貿易的関心事項に関する新協定

⑴ 貿易関連知的所有権(TRIPs)協定：

・　先進国と途上国の妥協により対象ごとに最低保護期間を設定。

・　「国家緊急事態」その他の「極度の緊急事態」の場合または「公的な非商業的使用」の場合は適用を除外。

Ex. 抗 HIV ジェネリック薬問題

⑵ 貿易関連投資措置(TRIMs) 協定：

・　背景：1980 年代から海外直接投資の急増。輸出入均衡要求、ローカル・コンテンツ要求の頻発。

・　以下の行為を禁止

①　ローカル・コンテンツ要求

②　輸出入均衡要求

③　進出企業に対する為替規制による輸出入制限

④　進出企業に対する国内販売要求（輸出制限）

⑶ SPS 協定(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)

・　生命・健康保護目的のために「必要な限度」において規制は認められる。(差別または偽装された制限でないこと)

・　目的と目的達成のための措置が比例すべきであるという「比例原則」を採用。(必要以上に貿易制限的でないこと)

・　検疫措置には十分な「科学的証拠(危険性評価)」が必要。　　Ex. EC のホルモン規制、日本のリンゴ検疫

５．その他協定

⑴ 繊維及び繊維製品に関する協定

・　「多国間繊維協定」(1974 年)の 10 年後(2005 年)の廃止。ただし、条件の緩い経過的セーフガードを導入。

⑵ セーフガード協定

・　[　　]と選択的セーフガードの禁止。

・　期間は 4 年間。1 年を超えるときには段階的に緩和(構造調整を促進)。

６．農業に関する協定

⑴ ＧＡＴＴ時代の各国の農業に関する貿易政策

・　アメリカ：ウェーバーにより、酪農製品と砂糖、綿花、落花生、牛肉などに数量制限。

・　EC の農業共通市場政策(CAP)：輸入品には「可変課徴金」。余剰農産物には[　　]を交付し、低価格で輸出

→世界市場を席巻(政府支援のダンピングと同じ) → 輸出市場を失ったアメリカは輸出補助金の増額で対抗

※ 囚人のジレンマの非協力解に達する

・　日本、韓国とコメ： 高関税政策。米については「一粒たりとも入れない」。

⑵ 合意内容

・　「例外なき関税化」の目標を維持

① 国内助成

・ 研究、自然災害、生産制限などに伴う補助金を除き、金額ベースで20%の削減。

② 輸出補助金

・1995年から2000年にかけて輸出補助金の財政支出を1986年から1990年の平均の36%の削減。

③ 市場アクセス

・ 輸入規制はすべて関税に置き換えることを義務化。その代償として発動要件が緩い「特別セーフガード」を導入。

(しかし、実際には)

・ 一定割当量内では低率の「一次関税」、それを超える分は極めて高い高率の「二次関税」→ 事実上の輸入数量規制。

・ 輸入がほとんどない農産物については [_____](2000年までに国内消費の5%)を課す。

・ 特定措置：日本と韓国のコメに対しては、6年間関税化を免除する代わりに、[_____]の数量を年0.8%の増加、2000年までに8%に加重(日本は1999年より関税化を受け入れ)。

(3) 課題

・ 工業品の平均関税は4%であるのに対して、農産物に関する関税は60%。ドーハラウンド（2001年）で自由化交渉。

・ 先進国の農業助成金は、援助総額の5倍以上であり、途上国の農業輸出額の2倍以上。

７．紛争解決に関わる規則及び手続きに関する了解（ＤＳＵ）

(1) 準司法化

[_____]方式の採用　⇔ GATT時代はコンセンサス方式

① 小委員会(パネル)設置の準自動化

② 小委員会(上級委員会)報告の準自動的採択

③ 上級委員会の設置

④ 一方的対抗措置の禁止

⑤ 期限の短縮と明確化 （協議要請から対抗措置承認まで原則31ヶ月）

(2) 準司法化の影響

④ 301条は事実上牙を抜かれる。(1999年パネル裁定)

⑤ WTOの発足により、紛争処理手続きに付託される件数が大きく増加。

⑥ パネルが設置する前に大部分の紛争は解決される：bargaining in the shadow of law

８．ドーハラウンドの停滞とFTAの急増

(1) ドーハ開発ラウンド（2001年～）

・ 途上国の[　　]への貢献を交渉の目的に組み込む。2000年に国連で採択されたMDGsが背景。

・ 主な交渉分野：農業、NAMA（鉱工業品および林水産品）、ダンピング防止・補助金、サービス貿易、貿易円滑化、**開発、環境。**

・　アメリカと新興国（中国、印、ブラジル）の対立：「新興国」を「途上国」として特別扱いし続けるのか？

・　2008 年以降デッドロック

※　パワーバランスの変化：米国：中国＝8.3：1（2000 年）→2.5：1（2010 年）

⑵ FTA の急増

・ドーハラウンドの停滞が背景

① 地域統合の波

・　地域統合の第 1 の波（1950s-70s）：EC、アンデス共同体、アフリカ統一機構など　※均質性

・　地域統合の第 2 の波（1980s～1990）：ASEAN 自由貿易地域、NAFTA、APEC、拡大 EC　※異質性

・　地域統合の第 3 の波（1990s 後半～）：2 カ国間 FTA

・　入れ子構造：WTO・広域 FTA・2 国間 FTA。

・　ドミノ理論：　FTA の成立→FTA の拡大、新たな FTA の締結 or GATT/WTO の規律強化の動き

Ex. EC→ケネディ・ラウンド、EC 統合の深化→NAFTA、APEC→APEC の拡大・米州自由貿易地域構想、

韓国の FTA→日本の FTA

② スパゲッティ・ボール：

・　原産地規則（地域調達率など）が FTA 毎に異なるため、経済的には非効率的な人為的で複雑な生産ネットワークが形成され、半製品や部品が FTA のネットワークを動き回る現象。

・　この非効率性のコストが高すぎる場合は、GATT・WTO が利用される。

９. WTO の評価

・　一元性の回復(？)：例外なき関税化。紛争解決手続きの強化。

・　深い統合：国内制度に強く関連する分野(サービス貿易、直接投資、検疫など)に拡大。

・　「＿＿＿＿＿＿＿自由主義」から一種理想主義的な「自由主義」へ。他方で、国内の反発を喚起。

・　「小さな政府への競争」が加速する恐れ。(ホームレスの急増、セーフティネットの整備の遅れ)

・　途上国が[＿＿＿＿＿]を持つ分野における自由化は遅れがち。農業、海運、建設サービス

・　貧富の差の拡大。国際社会では所得再分配システムが欠如→ 反グローバリゼーション運動

・　FTA の急増により無差別原則の形骸化

9．GATT・WTO レジームの発展をどう理解するか？

・　なぜアメリカの覇権の衰退にもかかわらず、GATT 体制は崩壊することなく WTO へと発展し得たのか？

（1）ネオリベラリスト：

・　なぜ崩壊しなかったのか？

①　世界恐慌の経験により保護主義の不毛さ、無益さを学び、また GATT のラウンド交渉を繰り返すことで、自由貿易の利益を各国が学習したため。(繰り返しゲームとしっぺ返し戦略)

②　レジームは取引費用の削減→レジームの存続に利益

・　「法制度化」（特に紛争処理手続きの自動化）へとすすんだのはなぜか？

① パワーの影響の排除：パワーの影響を排除し、相互主義（譲許のバランス）に基づく公正な貿易の発展を確保するため。

② 取引費用の削減：司法化は予見可能性、安定性を顕著に高め、取引費用をさらに削減するからである。

・　では、なぜもっと早く高い法制度化の段階に達しなかったのか？

（2）社会構成主義

・　自由主義のアイデアの世界的浸透・深化により WTO への発展が可能になったのでは？

①　社会主義の崩壊が自由主義経済の優位性の認識をもたらす（特に旧社会主義圏）

②　輸入代替工業化の失敗と「東アジアの奇跡」が自由貿易の有益性の認識をもたらす（特に途上国）

→ 世界共通認識の形成

③　「社会化」の進展：多角的交渉や紛争解決手続きの繰り返しにより、「自由貿易規範」をさらに内面化（特に先進国）。

→ 自由貿易は正しい政策であり、保護貿易は不正な政策という信条（適切さの論理）

（3）ネオリアリズム

・　大国、特にアメリカのリーダーシップにより WTO が成立

・　UR の合意内容は途上国にとって不利、アメリカの覇権の回復に有利。

※　レジームはパワーの随伴現象？　アメリカはなぜ、法制度化を強く支持した？

・　ドーハラウンドの停滞：国際システムが多極化したため。

- 附属書一
  - 附属書一A　物品の貿易に関する多角的協定
    - 1994年の関税及び貿易に関する一般協定〔GATT1994〕
    - 農業に関する協定〔農業協定〕
    - 衛生植物検疫の措置の適用に関する協定〔＝SPS 協定〕
    - 繊維及び繊維製品（衣類を含む）に関する協定〔＝繊維協定〕
    - 貿易の技術的障害に関する協定〔＝TBT 協定〕
    - 貿易に関連する投資措置に関する協定〔＝TRIMs 協定〕
    - 1994年の関税及び貿易に関する一般協定第６条の実施に関する協定〔＝アンチ・ダンピング/AD 協定〕
    - 1994年の関税及び貿易に関する一般協定第７条の実施に関する協定〔＝関税評価協定〕
    - 船積み前検査に関する協定〔＝船積前検査協定〕
    - 原産地規則に関する協定〔＝原産地規則協定〕
    - 輸入許可手続に関する協定〔＝輸入許可手続協定〕
    - 補助金及び相殺措置に関する協定〔＝補助金協定〕
    - セーフガードに関する協定〔＝セーフガード/SG 協定〕
  - 附属書一B　サービスの貿易に関する一般協定〔＝GATS〕
  - 附属書一C　知的所有権の貿易関連の側面に関する協定〔＝TRIPS 協定〕
- 附属書二　紛争解決に係る規則及び手続に関する了解〔＝DSU〕
- 附属書三　貿易政策検討制度〔＝TPRM〕
- 附属書四　複数国間貿易協定
  - 民間航空機貿易に関する協定
  - 政府調達に関する協定〔＝政府調達協定〕
  - 国際酪農品協定（1997年末に終了）
  - 国際牛肉協定（同上）

TABLE 1. *Forms of international legalization*

Type	*Obligation*	*Precision*	*Delegation*	*Examples*
Ideal type:				
Hard law				
I	High	High	High	EC; WTO—TRIPs; European human rights convention; International Criminal Court
II	High	Low	High	EEC Antitrust, Art. 85-6; WTO—national treatment
III	High	High	Low	U.S.–Soviet arms control treaties; Montreal Protocol
IV	Low	High	High (moderate)	UN Committee on Sustainable Development (Agenda 21)
V	High	Low	Low	Vienna Ozone Convention; European Framework Convention on National Minorities
VI	Low	Low	High (moderate)	UN specialized agencies; World Bank; OSCE High Commissioner on National Minorities
VII	Low	High	Low	Helsinki Final Act; Nonbinding Forest Principles; technical standards
VIII	Low	Low	Low	Group of 7; spheres of influence; balance of power
Ideal type: Anarchy				

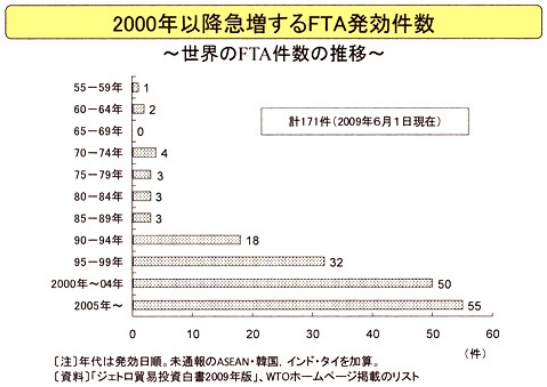

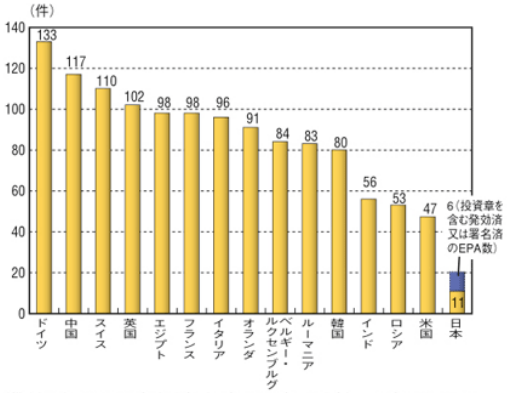

（備考）データは2005年末現在（日本は2007年5月現在）。日本以外の国については、EPA／FTAにおける投資章等は含まれていない。
（資料）UNCTAD「World Investment Report 2006」から作成。